

岡部造史著 『フランス第三共和政期の子供と社会 - 統治権力としての児童保護 - 』

著者	森原 隆
著者別表示	MORIHARA Takashi
雑誌名	北陸史学
号	68
ページ	87-92
発行年	2019-12-30
URL	http://doi.org/10.24517/00062408



書評

岡部造史著

『フランス第三共和政期の子どもと社会』
—統治権力としての児童保護—

森原 隆

「フランス第三共和政期の子どもはいかなる存在だったのだろうか。」本書は、フランス第三共和政期の政治と社会を中心にこれまで研究を積み重ねられてきた著者が、既発表の論稿をもとに「書き下ろし」の論文も含めて一書に纏められたものである。とくに第三共和政前期（一八七〇年～一九一四年）における児童保護の問題を中心に詳細に論じた研究である。

「子ども」というテーマが西洋史研究において一躍注目されるようになったのは、フランス・アナル学派のいわゆる日曜歴史家F・アリエスが、一九六〇年に『アンシャン・レージュム期の子どもと家族生活』という著作を刊行してからである。わがくにでも一九八七年に翻訳が刊行されて以降、アナル学派などが推進した「社会史」という枠

組みの中で、「子ども」の研究は子どもをふくめた「家族史」という領域に発展し、現在も多くの研究業績を生み出している。また近年、ヨーロッパ近代における福祉社会・国家形成の問題が注目され、一般的にイギリスやドイツが先行したといわれながらも、フランスにおける福祉史に関する研究も増加している。本書は、これまでの子ども史・家族史研究と福祉史研究という二つの研究動向のなかで、必ずしも十分な考察がなされてこなかった児童保護というテーマに焦点をあて、両者をつなぐいわば接点から、フランス第三共和政という近代から現代への移行期の意味や意義を検討したものである。さらに、本書の研究方法論として強く意識されているのは、思想家M・フーコーの権力・統治論である。フーコーが『狂気の歴史』や『監獄の誕生』などの著作で明らかにした、近代ヨーロッパにおける統治権力による監督・管理の問題、いわゆる「閉じ込め」現象の問題は、とりわけ近代フランス第三共和政期の諸問題を考察する上で重要であり、本書の児童保護の問題の分析の基層に力強く流れている。本書においてまずもって注目されるのは、これら「子ども」「福祉」「統治権力」という三つのキーワードから、フランス第三共和政を捉えなおすというこの研究視角である。

本書の具体的な研究課題は、フランス第三共和政における、一、児童保護の形成過程、一、児童保護政策の具体的な展開過程、一、統治権力としての児童保護がいかに担われていたかの三つである。本書は三部構成になっており、この三つの課題が、第Ⅰ部 児童保護政策の形成、第Ⅱ部 児童保護政策の展開、第Ⅲ部 児童保護のネットワーク、のそれぞれ各都で考察されている。以下では、本書の構成に沿って、紹介と考察をくわえていきたいと思う。

第Ⅰ部では、統治権力としての児童保護の形成過程とその論理が分析されている。第一章では、まず概略として、一九世紀以前において児童保護とは基本的に捨てて子や孤児の保護を意味していたことが述べられ、アンシャン・レジーム期における施療院や修道会による捨て子受け入れからフランス革命を経た一九世紀の第三共和政以前と以後、さらに二〇世紀第二次世界大戦後までの児童保護に関する法的な歴史が明らかにされる。いわゆる「回転箱」の受け入れをめぐる議論があり、また一九世紀半ば以降は、工業化の進展により児童労働の規制問題が新たに加わったが、いずれにしても第三共和政期が児童保護の本格的な発展期であった。次に、本論に関する研究史の問題に触れられており、当初は、前述のアリエスの所説をふまえつつ、フーコ

ーの権力理論の影響を受けた社会学者たちの研究、例えば、ドズブロやメイエの議論があり、子どもを中心とする近代家族モデルの普及という統治側の論理を強調する研究が重きをなしていた。しかし、一九八〇年代に入るとクセルマンやロレリエシャリエらによる実証的な研究がなされ、とくに統治権力のあいまいさを論じたシェイフアーの研究が重要であることなどが指摘されている。これをふまえたうえで、とくに第三節では、捨て子受け入れ方法に関する議論をとおして、統治権力の論理が検討されている。捨て子の問題は、啓蒙思想家ルソーがその五人の子どもを捨てて子養育院に送ったことで知られるように、とくにアンシャン・レジーム期の社会・文化史研究でたびたび取り上げられる問題である。回転箱の是非から「開放受け入れ制」にいたる議論が、個人の自発性を重んじるという点で、第三共和政が推進した共和主義体制に適合した方式であるという指摘は充分理解できる。ただ、捨て子の問題が中心になっているので、アンシャン・レジーム期から一九世紀にいたるまでのフランス全体における捨て子の実態について、収容数や施設、結婚や私生児、養育や幼児死亡率などに関する表やグラフなどをとおした、さらに詳しい全体的な説明があればよかったのではないかと思われる。続く第二章では、

この第三共和政期に焦点をあて、この時期の児童保護政策を推進した為政者側の中心人物であるルーセルの児童保護思想、さらには、児童虐待処罰法の追加条項案をめぐるストロースの慈善事業の組織化案について触れられ、かつ共和派と王党派・カトリックとの間で激しい論争が展開されたことが詳細に論じられている。とくに第三共和政期の複雑な政治状況とリンクさせることで、著者が強調する、権力側の複雑さ・あいまいさが浮き彫りになっており、論理的で説得的な叙述となっている。ルーセルは本書の要ともなる人物なので、個人の経歴や思想的背景などについて、別途詳しい解説がほしいところである。

第Ⅱ部では、フランス・ノール県を事例にした、児童保護政策の展開について分析がなされている。この第Ⅱ部が本書のいわば本論であり、フランス・ノール県での史料調査に基づく実証的な分析がなされている。ノール県はノルマンディー、アルザスと並んでフランスの工業化の先進地域で、かつ社会問題が最も深刻な地域の一つとして、本書のケーススタディの対象となった。まずこの地域における乳幼児保護政策の展開について、とくに一八七四年の乳幼児保護法の成立をめぐる前述のルーセルの議論に立ち戻ったうえで、リアルでの実態が解明される。ノール県は一般

的に乳児死亡率が高く、また里子に出す割合が低かった地域であるが、一八八〇年以降に本格的に乳幼児政策が実行されており、その際の届出登録業務の再編、家庭訪問、乳幼児健診の奨励などの活動に関して、乳幼児保護業務報告書などを手掛かりにした実施状況が詳述される。さらに、第4章では、児童扶助行政の展開にふれ、児童保護政策が、単に国家レヴェルで構想された統治戦略というだけではなく、県当局による実践やイニシアティブを中止とするプロセスであったことが明かされる。続けて第5章では児童労働の問題にふれ、児童労働規制の展開に焦点をあて、一八七四年の児童労働法の論理の分析をふまえて、ノール県における実態とその後一八九〇年代の法改正とその展開が同様に詳述される。その結果、児童労働規制の展開は、国家の私的領域への介入に変化をもたらし、のちの労働政策の進展に影響を及ぼしたものととして積極的な意義づけがなされるのである。いずれにしても現地での史料調査に基づく綿密かつ詳細な一連の実態分析は、圧巻というほかはない。

第Ⅲ部では、この児童保護の担い手としての国家・地方自治体・民間事業間の関係が検討される。まず、児童保護施設の設立や運営の実態分析をおとして、慈善事業そのものが、公的扶助との自立的・自発的な補充関係から、上か

ら管理された補充関係へと移行していったということが主張される。次いで、民間児童保護事業についても、ノール県児童支援協会の組織や活動に関する分析から、国家政策に位置づけられつつも一定の自立性や積極的な役割をもっていた面が明らかになる。さらに第8・9章では、統治権力としての児童保護が、二〇世紀の家族政策や母子保護政策へと移行してゆくプロセスが取り上げられ、そこでの地方自治体や民間事業の活動がいかなるものであったが問われている。まず、一九一三年の多子家族扶助法の成立をめぐって、地方レヴェルの多様な実践が国政レヴェルから一定の限定を加えられた形で制度化された事情が明かされる。また、児童保護が母子保護制度に移行するプロセスについて、これに関わったドローンの主導する母子保護事業の内容分析から、母子保護における民間事業と国家政策との微妙な補充関係が浮き彫りにされている。最後に、結論では、本書全体の研究分析についてのまとめがなされているが、ノール県の事例がはたしてフランスにおける他の地域や県と比較して、どの程度特殊性や普遍性をもつか。ノール県の詳細な事例分析はそれだけで自己完結した緻密なものになっているが、フランスの全体的なパス・ペクテイヴが、これ以後の展開を含めて気になるところではある。

本書全体をとおしてまず感じられるのは、本書の分析全般が、フランスのパリやノール県における手稿史料を含めた膨大な関連資料や報告書の渉猟分析に基づいており、論述の実証性やその精度の高さが極めて秀逸な研究水準に到達している点である。フランス近世・近代史研究において、このような現地史料に基づく実証的な研究がようやく増えつつあるとはいえ、本書の研究スタイルは欧米のそれに比肩しうるもので、今後の研究の一つのモデルになる。とりわけ、フランス第三共和政期を扱ったわがくにの研究の中には、このような実証的な研究はまだ少なく、本書が、大変な時間と苦闘を要した力作になっていることを評価したい。加えて、わがくにの第三共和政に関する研究の大半は、教育問題や植民地・帝国主義の問題に集中しているため、児童保護や福祉を扱った本格的な研究は、本書を嚆矢とする。西洋史研究のいずれの分野・領域でも流行や、はやりすたりがあつて、研究の充足や欠落に大きな差があるのはやむを得ないことであるが、本書は、先行研究の多い教育史関連の研究領域を超えて、福祉や児童保護の分野に挑戦したパイオニア的な研究になっている。この点で、本書は外国の研究に依拠し、適宜取捨選択して要領よくまとめ上げたいわゆる概説書ではなく、高い水準の学術研究書にな

っていることを力説しておかなければならない。

本書をとおして、第三共和政期における子どもの実態分析から、子どもそのものがアンシャン・レジーム期の「捨て子」から「開放受け入れ」を経て、近代的な保護や福祉の対象になっていく詳細な過程が明瞭になった。この分野では、前述のように、アリエス・フーコー理論の影響が強く、本書の分析もアリエスによる近代ヨーロッパにおけるいわゆる「子ども期の発見」のコンセプトを裏打ちする形になっており、その点が重要であろう。しかし、一方で、本書では、アリエス以降、研究展開されていっただけで、社会的な描写が少なく、そのために子ども史から家族史にいたる近代ヨーロッパの展開を明快な想像のイメージで膨らませることが難しいように思われる。また、本書がアリエス以上に依拠するのは、フーコーの権力理論であるので、これに基づいて本書は、非常に精緻に理論化された部・章構成をとり、緻密に練り上げられた論理分析を達成している。しかしながら、国家の私的領域への介入や統治権力そのものの不安定さや流動性が、本書のひとつの結論として導き出されるとすれば、それは理論的な理解が実証面で修正・補足されるという、どの時代・地域の分析にも該当するような理論と実証のせめぎあいの問題に矮小化される

危険性があるのではないか。また、権力や統治の問題に関心が置かれているために、やむを得ないとはいえ、子どもや福祉という極めて民衆レベルの「下の」問題が、「上から」の視線ですくい上げられているような印象を受ける。

また、フランス近代史研究では、学校教育を国家のイデオロギー装置とするような社会学者アルチュセル理論の影響もすであって、本書のように、子どもや福祉の問題をフーコーのような統治権力理論で捉える独自性がわかりづらい。フーコーの統治権力分析は、近代ヨーロッパの合理主義的な政策の裏面に隠れた、狂気や非合理性の管理・閉じ込め政策の問題を抉り出すことで、それまでのヨーロッパ近代史研究に大きな波紋を投げかけた。その手法を、子どもや福祉の問題の分析に適用するという方向性は充分理解できるが、その結果、これまで決して知られていなかった裏面を暴きたすところまで到達しうるのか。本書が拘泥する詳細な統治権力分析の有効性が、いまひとつ判然としない。また、統治権力の問題については、第二帝政期ナポレオン3世の時代の権力機構、いわゆるボナパルティズムとの継承性、第三共和政期における王党派諸派と共和派との捉え方の違い、二〇世紀の政教分離にいたるカトリシズムやライシテの問題などについても、部分的な説明はな

されているが、もう少し詳しい論及があればよかつたのではないかと思われる。

いずれにしても、このような分析上の不足を、本書のよくなきわめてテーマを限定した学術的な研究書に問いかけるのは、理不尽なことである。今後は、同様のテーマのもとで、国際的な比較なども含めて、一般読者を対象にしたわかりやすい啓蒙的な研究書を執筆していただきたい。また、実証的な研究分析を積み重ねて、フランス第三共和政の新たな側面や意義にさらに研究の光があてられることを期待する。

(二〇一七年二月刊、昭和堂、二五二頁、四八〇〇円＋税)